

## 平成 30 年度第 3 回福島第一廃炉国際フォーラムの実施業務について

平成 30 年 3 月 13 日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）で検討している、「平成 30 年度第 3 回福島第一廃炉国際フォーラムの実施業務」について、下記のとおり一般競争入札に付します。

### 記

#### 1. 競争入札に付する事項

##### (1) 件名

「平成 30 年度第 3 回福島第一廃炉国際フォーラムの実施業務」

##### (2) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日（予定）～平成 30 年 9 月 30 日

##### (3) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書等による。

##### (4) 入札方法

一般競争入札（総合評価落札方式）とする。

入札金額は、業務に係る総価で行う。

なお、本件については、入札の際に入札書及び提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格

下記全ての条件を満たすものとする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当しない者であること。

(2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者は参加資格を有しない。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 入札時において平成 28・29・30 年度全省庁統一資格「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (4) 内閣府、文部科学省、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (6) 中立的かつ公平な立場で業務を実施できる者であること。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (8) 本業務を遂行できる履行体制と業務実施計画を有していること。
- (9) 以下の技能に関する要件を満たしていること。
- ・ 第 3 回福島第一廃炉国際フォーラム（以下「第 3 回フォーラム」という。）に出席する外国要人のレベルや規模等を十分に理解した上で、法令等を遵守し、当該業務を行う上で必要な法令上の資格を有していること。
  - ・ 第 3 回フォーラムの成功（経理面を含む。）を優先して考えることができ、広報活動やロジスティックスを含め、当該業務の準備や手配等に当たることができる者であること。
  - ・ 外国要人の接遇やフォーラムの運営が円滑に行われるような態勢を整え、仕様書のとおり、広報活動やロジスティックスを含め、この業務の準備、手配等に当たることができる者であること。
  - ・ 過去 3 年間に開催された国際会議の運営その他業務の履行実績を毎年 1 回以上有する者で、かつ、福島県又は東日本大震災被災地で 1 回以上の国際会議の運営経験を有していること。
  - ・ 過去 3 年間に科学技術関係の国際会議運営を 1 回以上請け負った実績を有すること。
  - ・ 別途機構が交付する業務仕様書に示す業務責任者その他の業務従事者が行うべき当該業務の内容を十分に理解した上で、客観的にみても、これらの業務に関する十分な履行実績や様々な専門的な知識及び経験を有している等の要件を十分に満たしている者を当該業務に充てることができること。
  - ・ 当該業務の履行に当たって個人情報適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）に規定する個人情報を取り扱う際は、同法の趣旨に鑑み、個人情報の安全な管理のために必要かつ適切な措置を講ずることができること。
  - ・ JIS Q 15001(ISO 15001)に準拠したプライバシーマークの使用許諾若しくは JIS Q 27001(ISO 27001)に準拠した ISMS 認証又はこれらと同等の制度による認証等を取得していること。

- ・当該業務の履行にあたり、常に安全に留意し、当該業務を行う上で適用を受ける法令等を遵守し、これらに基づく資格者等の配置や所要の手続き等を適正に行い、人件費の支払いに関しては、法令等を遵守した支払ができること。
- ・当該業務の履行に当たり、環境への配慮を行うことができる者であること。
- ・機構が第3回フォーラムを開催するに当たり、契約した「平成29年度第3回福島第一廃炉国際フォーラムに関する準備業務」の請負者から当該準備業務を遅滞なく引き継げること。

### 3. 契約条項等を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 国際グループ

「平成30年度第3回福島第一廃炉国際フォーラムの実施業務」担当

メール：h\_dai11@ndf.go.jp

(エフ アンダーバー ディー イー アイ イチ イチ アットマーク エヌ ディー イフ ドット ジー オー ドット ジェー ピー)

#### (2) 入札説明書の交付方法

上記(1)において平成30年3月27日(火)までの平日(10:00-17:00)に配布する。なお、事前に上記(1)の担当者に日時を連絡のこと。

#### (3) 入札説明会の有無

平成30年3月20日(火) 11時00分

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 会議室

#### (4) 入札書及び企画提案書の提出期限及び提出先

平成30年3月28日(水) 17時00分まで

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 国際グループ

「平成30年度第3回福島第一廃炉国際フォーラムの実施業務」担当

提出書類は機構の担当者(上記(1)を参照)に事前連絡のうえ、持ち込みにより提出する。ただし、平日の10時から17時までを除く時間帯及び土・日・祝日の受付は行わない。また、提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更、差し替え又は取消しを行うことはできない。

#### (5) プレゼンテーションの実施

企画提案書の提出後、入札者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションに当たっては、企画提案書に含まれない内容は使用できない。入札者による説明時間は20分以内とし、別途、質疑応答時間を15分設ける。

プレゼンテーションの開始日時詳細は、入札者に対して事前に通知する。

平成30年3月29日(木) 14時00分

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 会議室

#### (6) 開札の日時及び場所

平成30年3月29日(木) 16時00分

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 5F

原子力損害賠償・廃炉等支援機構 会議室

(開札には立ち会うこと。開札の結果、入札が予定価格に達しない場合は、開札後直ちに再度入札を執行する。)

#### 4. 落札の決定方式等

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 全部免除

(3) 入札の無効

競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者決定の方式

機構は、予定価格の制限の範囲内の入札があった場合は、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格を以って入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

#### 5. 契約書の提出等

(1) 落札者は、機構から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 10 日以内に機構に提出しなければならない。ただし、機構が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

#### 6. その他注意事項

本件業務に係る契約の締結は、本件業務に係る機構の平成 30 年度予算が認可されることを条件とする。

以 上